



11月27日に東京で開催した講習会の様子

技術指針はロボット清掃技術者の技術向上と標準化を図るために作成するもの。指針案では、第1章でロボット清掃技術の概要や作業手順、施工時のトラブル事例や対応に加え、消毒や排水処理などのロボット清掃による清掃の二つも手法による清掃についても記述。水道に関わる仕事であるため、第2章で水道概論も解説している。資格制度の試験は指針から出題する。

ロボット清掃技士資格制

日本水中ロボット調査清掃協会(濱田康義会長)は、ロボットによる配水池清掃のさらなる信頼性の向上、清掃技術者の地位向上などに向けて、ロボット清掃技術指針や積算基準、技士資格認定制度の制定を進めている。技術指針検討委員会(原純貴委員長)、資格認定制度検討委員会(中里聰委員長)、積算基準検討委員会(塩田真輔委員長)を立ち上げ、それぞれ検討中。すでに原案の作成を終えており、資格制度などを協会の定款に盛り込む考え方で、定款変更検討委員会での議論を経て、来年の総会で定款を変更。これらの取り組みをスタートさせ、将来的には公益法人への移行を目指していく方針。

水中ロボット調査清掃協

技術指針・積算資料も整備

信頼向上へ資格認定

積算基準は、すでに策定している「標準仕様書」「特記仕様書」を含め、標準歩掛りなどを定めたもの。標準歩掛りにおける職種の基準案にロボット清掃技士資格制度を盛り込んでいるほか、計算のためのエクセルファイルも作成している。

度は、ロボット清掃技術者に職階を設け、経験や試験によりその職階を付与するもの。ロボット清掃技士資格制度施行規定案では、ロボット清掃主任技士、ロボット清掃技士、ロボット清掃技士補の3階級を設定。ロボット清掃技士補は年1回開催する技術認定研修を受講することで付与、技士は技士補の資格と検定試験の合格、主任技士は技士の資格試験並みのレベルを想定。受験資格として施工実績や国家資格、実務経験などを求めている。検定試験の合格を認めている。検定試験は国家

効期間は5年間で、更新には技術認定研修の受講が必要。検定試験や審査登録を適正に行うため、学識経験者や協会役員などで構成する資格制度管理委員会も立ち上げる計画。

会の成果に期待を寄せた。中里委員長も「公的に認めるような資格制度を

設けて、それに値する知識や技術を有する技術者を養成できるような協会になつていただきたい。こうした展開は当協会が公益法人を目指す上で避けて通れない」と力を込めた。

10月25、26日には広島で

技術認定研修会、11月27日には東京で東日本講習会、

12月4日には神戸で西日本講習会を開き、技術指針案、技士資格制度案、積算基準案について、それぞれの検討委員会の委員長が説明。

東京会場で、濱田会長は「次回の水道維持管理指針の改訂に間に合うように、今から各方面にアプローチして、配水池を定期的に清掃するという文言を盛り込みたい。そのためにも、会員の皆さんのが無事故により良い水を提供し続